

令和7年度国民健康保険税の計算方法

国民健康保険税は「医療給付費分」「後期高齢者支援金分」および「介護納付金分」を加入者ごとに計算し、それらを合算した額が世帯の国民健康保険税額となります。

それぞれの税額は以下の3つの区分に応じて算出します。

区 分	算 出 基 礎	医 療 給付費分	後期高齢者 支援金分	介 護 納付金分
所得割	前年中の所得－基礎控除43万円	7.23%	3.33%	2.51%
均等割	国民健康保険加入者1人当たりの額	19,800円	9,000円	8,800円
平等割	1世帯当たりの額	13,900円	6,300円	4,500円

所得割の算定方式 前年中の所得－基礎控除（43万円）＝ 円 ……㉗

均等割の算定方式 世帯の国民健康保険加入者数＝ 人 ……㉘

医療給付費分

所得割 ㉗ 円 × 税率 7.23% = 円 ……①
均等割 ㉘ 人 × 19,800円 = 円 ……②
平等割 13,900円 ……③

年税額 ①+②+③＝ 円 ……㉠ 賦課限度額66万円

後期高齢者支援金分

所得割 ㉗ 円 × 税率 3.33% = 円 ……①
均等割 ㉘ 人 × 9,000円 = 円 ……②
平等割 6,300円 ……③

年税額 ①+②+③＝ 円 ……㉢ 賦課限度額26万円

介護納付金分（40歳～64歳のみ）

所得割 ㉗ 円 × 税率 2.51% = 円 ……①
均等割 ㉘ 人 × 8,800円 = 円 ……②
平等割 4,500円 ……③

年税額 ①+②+③＝ 円 ……㉣ 賦課限度額17万円

令和7年度の年税額

40歳～64歳までの国民健康保険加入者がいる世帯 ㉠+㉢+㉣＝ 円

40歳～64歳までの国民健康保険加入者がいない世帯 ㉠+㉢＝ 円

注1）令和7年度国民健康保険税の所得割に用いる前年中所得とは、令和6年1月から令和6年12月までの所得をいいます。

注2）一定所得以下の世帯に対して「均等割」と「平等割」を軽減する制度があります。

前年中に所得がない方は、住民税申告をすることで国民健康保険税の軽減の対象になる場合があります。忘れずに申告してください。

注3）加入者に未就学児がいる場合、ひとりにつき医療給付費分、後期高齢者支援金分の均等割額がそれぞれ5割減額されます。